

山梨県立図書館資料選定委員会設置運営要綱

(目的)

第一条 この要綱は、市町村立図書館及び県民の要望に応えうる資料の整備充実を図るため、資料の選定について協議する組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第二条 資料の選定について協議する組織を、山梨県立図書館資料選定委員会（以下「委員会」という。）という。

(設置)

第三条 この委員会を山梨県立図書館内に置く。

(協議事項)

第四条 委員会は、印刷メディア、視聴覚メディア、電子（コンピュータ）メディア等の資料群の選定・収集に関して、主に次のことについて検討し協議する。

- 一 購入する資料の選定に関する事
- 二 寄贈資料の選定に関する事
- 三 資料の編入、管理換え、所属変更に関する事
- 四 資料の除籍に関する事

(組織)

第五条 委員会には、委員長、副委員長及び委員を置き、委員は館長が任命する。

委員会の構成は次のとおりとし、委員会の下部組織として、選定委員会小委員会（以下「小委員会」という。）及び選定委員会評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設ける。

一 委員会

委員会は、館長、副館長、次長、司書幹及び課長の職にある者並びに、館長が任命する者で構成する。委員長は館長又は副館長とし、副委員長は副館長又は次長とする。なお、常勤以外の職員はこの限りではない。

二 小委員会

館長が任命する者で構成する。

三 評価委員会

館長が任命する者で構成する。

四 事務局

事務局は資料情報課資料担当に置く

(運営)

第六条 会議は次の項を協議することとし、委員長が招集開催し、事務局が運営する。

一 委員会

年三回、特に検討を要する事項

二 小委員会

原則として毎週一回、購入資料等に関する事項

三 評価委員会

寄贈資料等の評価に関する事項

(任期)

第七条 委員の任期は一年とする。ただし、再任することができる。

(委員の責務)

第八条 委員は、常に付議条項にかかわる情報を収集し、別に定める「山梨県立図書館資料収集基本方針」等に基づいて受入資料を選定するよう努めなければならない。

附 則

この要綱は、昭和六十一年四月一日から施行する。

この要綱は、平成八年四月一日から施行する。

この要綱は、平成十年九月十八日から施行する。

この要綱は、平成十九年四月一日から施行する。

この要綱は、平成二十四年十一月十一日から施行する。